

一次審査評価要領

1 一次審査の選考について

- (1) 「プロポーザル説明書」の6 プロポーザルの手順(2) 資料配布(イ)「提出書類」の内容を確認し評価します。
- (2) 「プロポーザル説明書」の6 プロポーザルの手順(4) 一次審査にある表の評価について各項目の評価を行い、順位付けします。
- (3) 評価点の計算は、原則として配点×評価係数とします。
- (4) 評価点は160点満点とします。
- (5) 評価の内容は、事業者の直近10年間の同種、類似業務実績及び担当者の経験、能力及び保有資格となります。
- (6) 複数事業者が共同するグループの場合、代表者を評価対象とします。
- (7) 得点と同じ参加者が複数いて3者に絞れない場合は、同種の実績が多い事業者を選定する。

2 事業者の実績

(1) 直近10年間の同種業務実績

審査項目	審査基準	評価係数
同種業務実績	20件以上の場合	1.0
	20件以下の場合	0.8
	15件以下の場合	0.6
	10件以下の場合	0.4
	5件以下の場合	0.2

(2) 直近10年間の類似業務実績

審査項目	審査基準	評価係数
類似業務実績	20件以上の場合	0.8
	20件以下の場合	0.6
	15件以下の場合	0.4
	10件以下の場合	0.2
	5件以下の場合	0.1

- ・ 同種、類似業務実績どちらか一方の高い得点を採用。

配点×評価係数

(3) 担当者の経験及び能力

業務責任者について、過去の実績を次の方法により評価する。

A. 実績業務

審査項目	評価事項	評価係数
業務内容	同種業務	1.0
	類似業務	0.5

B. 携わった立場

過去の実績での立場	業務責任者の評価係数
業務責任者またはこれに準ずる立場	1.0
各担当主任技術者またはこれに準ずる立場	0.6
担当技術者	0.2

C. 経験年数

業務責任者の経験年数	評価係数
15 年以上	1.0
10 年以上 15 年未満	0.8
10 年未満	0.6
各担当主任技術者の経験年数	評価係数
15 年以上	1.0
10 年以上 15 年未満	0.8
10 年未満	0.6

評価点は配点×A×B×C

(4) 保有資格

各業務責任者	配置予定者の保有資格	評価係数
施工役割	一級建築士、二級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気電子、機械又は衛生工学）、一級電気工事施工管理技士、エネルギー管理士	1.0
維持管理役割	第一種電気工事士	1.0
	認定電気工事従事者	0.5

評価点は配点×評価係数